

施設名	新潟市万代市民会館
所管部・課	中央区地域課
所在地	新潟市中央区東万代町9番1号
根拠法令	
設置条例	新潟市万代市民会館条例
施設概要	平成3年8月設置 敷地面積1,871.66㎡、建設面積1,466.79㎡、延床面積6,051.85㎡ 1階 児童センター、総合事務室 2階 東新潟コミュニティセンター 3階 男女共同参画推進センター「アルザにいがた」 4階 若者支援センター「オール」、子どもの権利相談室「こころのレスキュー隊」 5階 若者支援センター「オール」、ひきこもり相談支援センター 6階 多目的ホール ※この他に各階に研修室、和室、音楽練習室、美術工芸室等があり、一般利用として貸し出している。

施設 の 設置 目的	
市民の自主的な活動を促進し、市民生活の向上と地域の発展を図ります。	
管理・運営に関する基本理念，方針等	
<p>万代市民会館は「児童センター」、「東新潟コミュニティセンター」、「男女共同参画推進センター」、「若者支援センター」、「ひきこもり相談支援センター」、「子どもの権利相談室」からなる複合施設であり、子どもから高齢者まであらゆる人たちが利用します。</p> <p>このため、利用者に対し「安心、安全で快適な施設」を提供することを基本理念として、親切、丁寧、迅速な対応により市民サービスの更なる向上を目指します。</p> <p>具体的には、次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 安心、安全な施設を維持するため、法令を遵守した施設の管理運営を行う。 (2) 職員の資質向上を図るとともに、利用者の意見、要望、苦情などに対し、親切、丁寧に対応し、市民満足度の向上を図る。 (3) 個人情報の保護を徹底するとともに、守秘義務を遵守する。 (4) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費節減に努める。 	